

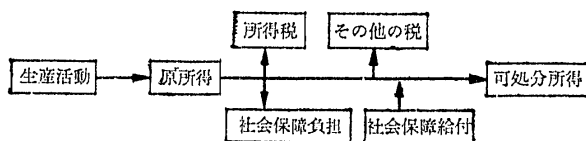
所得分布の変動と再分配効果*

今 泉 佳 久

はじめに

本稿の目的は、日本の生活水準が戦前水準に回復したといわれる昭和28年を初年次として、それから現在に至るまでの所得分布の変動をとらえ、かつ、税制・社会保障制度といった、所得再分配機能を持つ諸制度の再分配効果を量的に把握し、時系列的に跡づけることである。

ここで所得再分配効果というのは、税制・社会保障制度などによって、所得分布がどのように変化したか、ということであって、次のような図式と関連して明らかにできる。



生産活動によって得られた所得は、何ら制度の影響を受けていない第一次分配であって、その意味で原所得と名づける。この原所得に税制・社会保障制度が影響をあたえ、消費・貯蓄といった家計の支出行動をまかなう可処分所得という第二次分配に変形する。この変形過程を量的にとらえ、再分配装置が、それぞれ、どれだけの貢献をなしたか、主たる再分配効果を発揮したのは何か、を分析することが本稿の再分配効果分析のそもそもの意味である。

以上のような目的のためには、所得分布の不平等度を計測しなければならない。例えばジニ係数については、既に、数多くの業績が存在する¹⁾。

* 本稿を草するにあたり、一橋大学経済研究所の江見康一教授から、貴重なご指導とご助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表すると共に、それらを十分生かすことのできなかったことをお詫びしたい。もちろん、本稿の有り得べき誤謬の責任は筆者に帰せられるべきである。

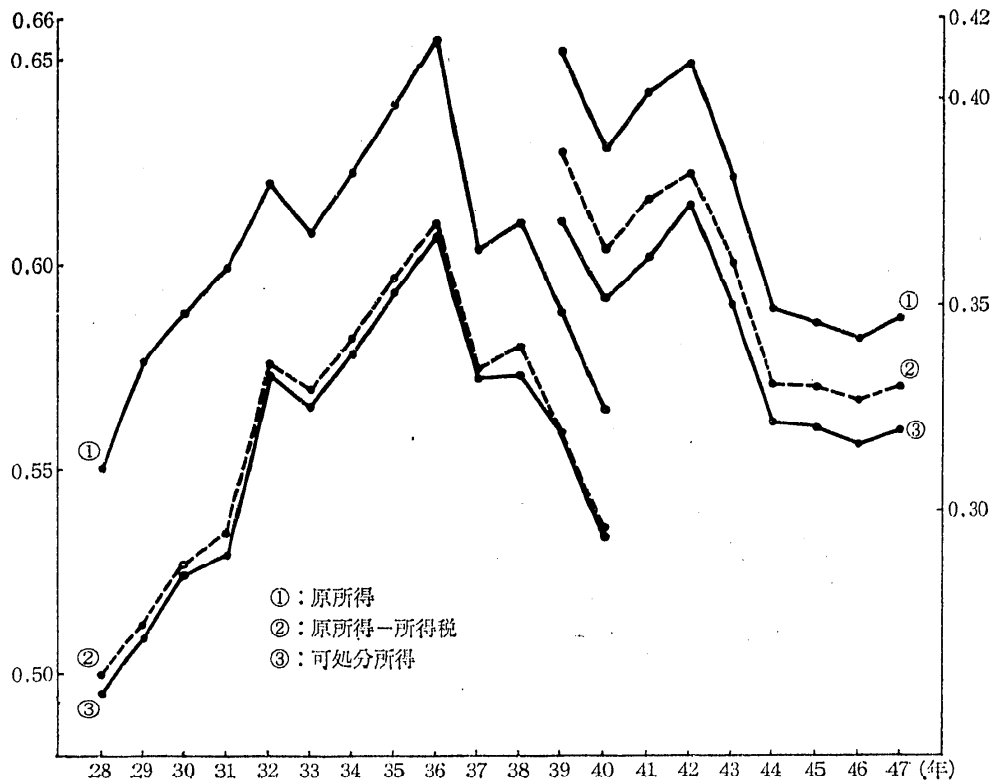
また、二つの分布をローレンツ曲線で表示して交わる場合、ジニ係数では分布の平等・不平等を判定できないことは周知の事柄である。そこで、有力な測定尺度でありながら、これまで比較的用いられることの少なかった、変動係数を尺度として使用する。

さて、生産活動に参加して所得を得るのは個人単位で行われる。しかし、支出は世帯単位で行われると考えるのが、より合理的である。そこで、分析に用いる統計資料としては、世帯ベースでの収入支出内訳が得られるものが必要となる。このような条件を満たし、かつ、時系列で最近まで得られる資料は、「家計調査年報」だけであると思われる。「農家経済調査報告」の「農家の租税公課諸負担統計」は、昭和39年度に刊行されたのを最後として、以後刊行されていない。したがって、「家計調査」を統計資料として用いる。ところが家計調査で所得階層別に収入支出内訳が得られるのは、勤労者世帯についてだけであり、しかも、厳密には、時系列としての連続性はない。すなわち、昭和28～40年については現金実収入階級別、全都市（昭和38年以降は人口5万以上の都市）、1～11月平均であるが、昭和39年以降現在までは、年間収入階級別、全国、年平均とデータの定義が変更される。この点に留意しながら、家計調査年報に基づいて分析を進める。

勤労者世帯の全世帯に占める割合は、昭和28年に46.9%、昭和45年に60.3%である。また、勤労者世帯の所得を国民所得概念の雇用者所得にあたると考えると、雇用者所得の国民所得に占める割合は、昭和28年に50.3%、昭和45年に54.3%である。

家計調査の収支内訳には、現物は計上されず、

1) 例えば、文献〔3〕、〔4〕。



資料：家計調査年報，各年。

注：28～40年については左の縦軸の目盛り，39～47年については右の縦軸の目盛りで見る。

28～40年は現金実収入階級，39～47年は年間収入階級による。

図1 変動係数の推移

現金だけが計上されている。この点は後に見るように，社会保障制度の再分配効果を検討する際に大きな問題となる。社会保障の現物給付を明示的に計上して再分配効果を分析する方法はあるが²⁾，時間及び労力の制約により，本稿では行わなかった。また，間接税についても，同様の制約により，分析は行わなかった³⁾。

I 原所得分布の推移

1. 傾向的变化

われわれの測定した昭和28～47年の間の不平等度の傾向的变化はどのようなものであろうか。図1は表1をグラフ化したものである。これによれば，昭和28年から昭和36年に至る不平等化の時期と，昭和36年から昭和46年に至る平等化の時期とを読みとることができる。昭和28年から

36年，36年から40年，40年から46年の，それぞれの，変動係数の増減および平均値，標準偏差の変化率を計算すると，表2のとおりである。それによると，28年から36年の不平等化は平均値の上昇に比較して標準偏差（すなわち分布の散らばり）の上昇が大きかったこと，36年から46年の平等化は，それとは反対に，平均値の上昇が標準偏差の上昇に比較して大きかったことがわかる。

さて，28年から36年について，平均値の上昇よりも標準偏差の拡大のスピードが優ったのは何故であろうか。また，36年から46年について，逆となるのはどのような理由によるものであろうか。これらの疑問に答えるための手がかりとして，賃金格差を考えることができる⁴⁾。いま，南亮進⁵⁾，小野旭⁶⁾両氏の分析に依拠して，主として戦後の

2) 文献〔5〕，〔6〕。

3) 間接税については，文献〔3〕，〔4〕を参照。

4) 文献〔2〕，p.36～39。

5) 文献〔7〕。

6) 文献〔8〕。

表 1 変動係数の推移

年次	原所得 ¹⁾	原所得 ²⁾ - 所得税	原所得 ³⁾ - その他 の税	原所得 ⁴⁾ - 社会保 障負担	原所得 ⁵⁾ + 社会保 障制度	可処分 ⁶⁾ 所得
昭和28年	0.5503	0.4998	0.5445	0.5515	0.5540	0.4952
29	0.5759	0.5124	0.5684	0.5770	0.5822	0.5086
30	0.5876	0.5269	0.5778	0.5897	0.5981	0.5242
31	0.5998	0.5347	0.5901	0.6037	0.6074	0.5293
32	0.6199	0.5761	0.6095	0.6234	0.6240	0.5732
33	0.6078	0.5695	0.5981	0.6116	0.6156	0.5652
34	0.6220	0.5820	0.6133	0.6271	0.6318	0.5782
35	0.6389	0.5969	0.6305	0.6445	0.6448	0.5933
36	0.6546	0.6102	0.6372	0.6517	0.6529	0.6071
37	0.6037	0.5744	0.5966	0.6099	0.6101	0.5722
38	0.6102	0.5799	0.6028	0.6165	0.6171	0.5728
39	0.5883	0.5591	0.5823	0.5946	0.5959	0.5591
40	0.5645	0.5357	0.5572	0.5708	0.5713	0.5334
39	0.4117	0.3873	0.4007	0.4129	0.4111	0.3706
40	0.3880	0.3638	0.3766	0.3905	0.3891	0.3518
41	0.4017	0.3760	0.3903	0.4028	0.4018	0.3616
42	0.4087	0.3819	0.3971	0.4105	0.4096	0.3742
43	0.3813	0.3605	0.3720	0.3827	0.3818	0.3501
44	0.3491	0.3304	0.3407	0.3502	0.3500	0.3213
45	0.3457	0.3297	0.3372	0.3464	0.3461	0.3203
46	0.3417	0.3265	0.3331	0.3428	0.3415	0.3162
47	0.3469	0.3301	0.3376	0.3480	0.3470	0.3194

資料：家計調査年報、各年。

注：1) 実収入－社会保障給付。2) 実収入－社会保障給付－勤労所得税。3) 実収入－社会保障給付－社会保障費。4) 原所得－社会保障負担＋社会保障給付。5) 原所得－所得税－その他の税－社会保障負担＋社会保障給付。

28～40年は現金実収入階級。39～47年は年間収入階級による。

表 2 変動係数、平均値、標準偏差の変化(原所得)

期 間	変動係数 ¹⁾	平均値 ²⁾	標準偏差 ³⁾
昭和28年→36年 ³⁾	0.1043	67.29%	98.93%
36年→40年 ³⁾	-0.0901	52.68	31.72
40年→46年 ⁴⁾	-0.0463	91.12	68.35

資料：家計調査年報、各年。

注：1) 例えば、(36年の値)－(28年の値)として算出した。

2) 例えば、 $\frac{(36年の値)-(28年の値)}{(28年の値)}$ として算出した。

3) 現金実収入階級による。4) 年間収入階級による。

賃金格差の変化を追って見ると、ほぼ次に示すようになる。

実質 GNP の成長率で、日本経済の長期波動をとらえると⁷⁾、戦前の昭和 13 年からはじまった下降局面は戦後の昭和 29 年に谷に達し、昭和 36 年にかけて上昇局面となり、昭和 36 年から 39 年

にかけて、再び下降局面となる。製造業農業間の賃金格差を見ると⁸⁾、戦前から昭和 29 年に至る長期波動の下降期には、格差は増大し、この傾向は昭和 30 年ごろまで続く。そして、昭和 29 年から 36 年の上昇期には、格差は昭和 30 年ごろから数年間一定で、昭和 34 年以降縮小する。また、昭和 36 年から 40 年の下降期には、格差の縮小が継続する。次いで、製造業内部の規模別賃金格差を見ると⁹⁾、昭和 25 年から 33 年にかけて格差は拡大し、昭和 33 年から 41 年にかけて縮小することがわかる。標準化賃金によっても、昭和 35 年以降の格差縮小傾向は明らかである。

これらの賃金格差の拡大・縮小の傾向と、長期波動の局面とをつき合わせて見ると、上昇局面の途中である昭和 33 年ごろまで賃金格差の拡大が続き、その後格差は、昭和 36 年までの上昇局面とそれに続く下降局面を通じて、縮小するということがわかる。

このような個人ベースでの賃金格差の拡大・縮小が、個人ベースでの民間給与実態調査による所得分布の不平等度に反映されること、また、個人ベースの民間給与所得分布の不平等の推移が世帯ベースの家計調査による所得分布の不平等に良く反映されることは、既に論証されている¹⁰⁾。いま、その結果を参照すると、現金実収入を所得として、変動係数を測定すると、所得分布は、昭和 33 年をピークとしてそれまで不平等化の傾向にあり、昭和 34 年以降平等化の傾向にあることが読みとれる。ただし、昭和 36 年は不平等度のきわめて高い、特異な年である。したがって、製造業内部の規模別賃金格差は、該産業の勤労者個人からその世帯に反映されたものと見なすことができる。この結果と、われわれの測定結果との差異は、(1) 不平等のピークは昭和 33 年ではなくて、昭和 36 年であること、(2) したがって、昭和 36 年は特異な年ではなくて、いわば不平等の転換年にあたる、という二点である。これらの差異は、われわれが、現金実収入から社会保障給付を差し引いて所得を定

9) 文献〔8〕、p. 196～208。

10) 文献〔2〕、p. 36～40、ただし、同書では、年齢別格差にも言及している。

7) 文献〔7〕、p. 100。

8) 文献〔7〕、p. 114～115。

義したことによる。したがって、社会保障給付を差引いて所得を定義すれば、個人ベースでの賃金格差の縮小傾向は、約3年のタイム・ラグで、世帯ベースの所得分布の平等化に反映されたことになる。これについてはさらに、追加的実証を必要としよう。

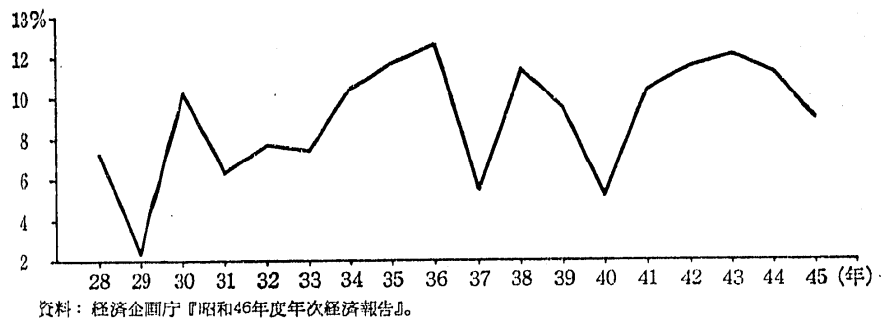


図2 実質 GNE 対前年増加率

以上見てきたように、長期波動の上昇局面にあたる昭和31、32年ごろから36年ごろまでの高度成長期において賃金格差が拡大し、それが所得分布の不平等化となって現われた。そして、昭和36年前後の時期に、労働市場の構造変化があったと考えられ¹¹⁾、それによる労働供給の不足が表面化するにつれて賃金格差が縮小し、所得分布は平等化した、と考えることができる。

2. 周期的変化

図2は、実質国民総支出の対前年増加率をグラフ化したものである。図1を見ると、変動係数の値が、長期の傾向的变化の過程の中で、短期の周期的変化を示していることが明らかである。そこで、図1と図2によって変動係数の周期的変化を観察すると、次のことがわかる。所得分布の不平等度と景気循環とは、昭和32年から昭和42年の期間について、パラレルに変化する。その変化のパターンは、好況時には分布は不平等化し、不況時には分布は平等化するというものである。ここで、景気循環をたどりながら、こまかく見ることにする。経済企画庁のディフュージョン・インデックスによる景気循環日付は表3のとおりである。まず、昭和29年11月の谷から32年6月の山、そして33年6月の谷への循環に対応して、変動係数は29年から32年にかけて増加し、33年に減少する。次いで、36年12月を山とし、37年10月を谷とする循環に対応して、変動係数は33年から36年にかけて増加し、37年に減少する。39年10月を山とし、40年10月を谷とする循環に対応して、変動係数は38年をピークとするカーブを

表3 景気循環日付

年	月	景 気
29.	1	山
29.	11	谷
32.	6	山
33.	6	谷
36.	12	山
37.	10	谷
39.	10	山
40.	10	谷
45.	8	山

資料：経済企画庁『昭和46年度年次経済報告』戦後経済年表。

えがき、この循環で、はじめて、山の位置がずれることになる。最後の45年8月を山とする景気循環に対しては、変動係数の増加は42年で終了し、景気の山となる45年には、変動係数は逆に谷に近い値を示している。

このように、不平等度が景気循環に対応して、ほぼパラレルに変動すること、及び、昭和32年、36年を山とする景気循環とは完全に対応した動きを示すにもかかわらず、39年、45年をそれぞれ山とする景気循環においては、不平等のピークの位置が景気のそれとずれてくることは、どのような理由によるものであろうか。

まず、不平等度と景気循環とがパラレルに変動する理由を考えてみよう。その理由としては、次の3点が考えられる。

- (1) 臨時給与すなわちボーナスは、企業の業績を反映すると考えられるから、好況期には原所得に占める割合が高まり、不況期には下落するであろう。また、ボーナスについても企業の規模間格差は存在するだろうから、所得分布の周期的変化は、原所得に占めるボーナスの比率の変

11) 文献〔7〕, p. 115.

化による。

(2) 所得分配率が短期的な景気循環の過程でかなりの大きさの変動をすることは、良く知られている。すなわち、資本分配率は好況期に上昇し、不況期に下落する¹²⁾。ここで分析されたデータについて見れば、原所得の中に、事業収入、財産収入といった、資本的所得と見なすべき性格のものが含まれている。これらは高所得層ほどその割合が高いと考えられるから、不平等度の周期的変化の原因と考えられる。

(3) 大企業は中小企業と比較して、資本集約度が高いから、それを反映して、雇用労働力の質的要求水準が高い。好況期には、大企業はその賃金水準を高めることによって良質な労働力を雇用吸収するが、他方、中小企業は質的要求水準が高くないので、相対的に低賃金の労働力を雇用する。このように好況期には、良質労働力市場の逼迫を背景にして、企業規模間の賃金格差が拡大して、不平等度が上昇する。不況期には、労働需要が減退し、良質労働力の賃金水準とその他労働力の賃金水準とが接近し、賃金格差が縮小して不平等度が下降する。以上のように、企業規模間賃金格差が、不平等度の周期的変化の原因であると考えられる。

まず、(1)について検討する。勤労者世帯の下層10%及び上層10%についてボーナスが原所得に占める比率を家計調査から計算すると、表4のようになる。これによれば、景気の谷で不平等の減少する37年、40年についても上層10%のボーナ

表4 ボーナス比率(1)

年 次	ボーナス / 原所得	
	下層10%	上層10%
昭和34年	1.59%	20.42%
35	1.63	22.21
36	1.70	22.62
37	2.15	25.52
38	2.01	26.89
39	1.83	26.47
40	1.87	26.44

資料：家計調査年報、各年。

注：現金実収入階級による。臨時収入＝ボーナスと考えて算出。

12) 南・小野編『労働経済論』有斐閣、昭和47年、塩野谷祐一稿、p. 138。

ス比率は上昇もしくは同水準を維持していることが明らかとなり、(1)のボーナス比率で所得分布の周期的変化を説明しようという考え方は成立しないことがわかる。

次に、(2)を検討する。(1)と同様に、勤労者世帯の下層10%と上層10%とについて、原所得に占める事業収入と財産収入の比率を、昭和35、36、37年について計算すると、表5のとおりとなる。下層10%については、景気循環と逆の変動が読みとれるが、上層10%については、景気循環と平行な変動が明らかである。このことは、原所得に占める資本的所得(前述)の分布の不平等度が、原所得分布の不平等度と同じ変化をすることを意味するが、所得分布の周期的変化を説明できることを意味しているわけではない。その水準自体の低さの故に、原所得分布の周期的変化を説明する力はほとんどないと考えべきであろう。

残されたのは(3)である。企業規模間の賃金格差を示す指標として標準偏差をとることができるから¹³⁾、その対前年増加率を昭和34年から37年について示すと、表6となる。それによると、明らかに好況期である昭和34年から36年にかけて7～11%と高い率で増加し、賃金格差の拡大をうかがわせる。そして、不況期である37年には、4.12

表5 資本的所得の比率

年 次	(事業収入+財産収入)/原所得	
	下層10%	上層10%
昭和35年	1.65%	2.91%
36	1.57	3.21
37	1.67	2.94

資料：家計調査年報、各年。

表6 標準偏差の対前年増加率(原所得)

年 次	増加率(%)
昭和34年	7.14
35	11.54
36	11.39
37	4.12

資料：家計調査年報、各年。

13) 標準偏差は規模別格差のみならず、年齢別格差、職種別格差などの要因を含んだ複合的格差を示すものと解すべきであるが、本稿では、第一次接近として、規模別格差の指標と考える。

%とかなり低い値に落ちこんで、賃金格差の縮小を示している。変動係数についても同様の变化を示している。かくして、景気循環と不平等度とがパラレルに動くのは、企業規模間賃金格差の拡大・縮小によって説明されることがわかる。

次に、昭和 32, 36 年をそれぞれ景気の山とする循環と比較して、昭和 39, 45 年をそれぞれ景気の山とする循環において、不平等度のピークが前にずれることの理由を考える。ここでは、昭和 32, 36 年を山とする循環は、賃金格差の傾向的拡大期にあり、昭和 39, 45 年を山とする循環は、賃金格差の傾向的縮小期にあることに注意せねばならない。それを考慮すると、次のようなことが考えられる。

賃金格差の傾向的拡大期には、労働市場においては供給超過であった。この期間の好況局面においては、労働力の質的要求水準の高い大企業は、相対的に賃金水準を上昇させることによって良質の労働力を雇用でき、他方、質的要求水準の高くない中小企業は、供給超過の状態にある労働市場から、相対的に低賃金で雇用することができた。したがって、景気の進行につれて、企業規模間の賃金格差は大きくなり、景気の山において、賃金格差は最大となる。不況局面においては、大企業の賃金水準は相対的に低下し、賃金格差は縮小する。したがって、賃金格差の傾向的拡大期にある昭和 32, 36 年を山とする循環では、不平等度のピークと景気の山とが一致することになる。

賃金格差の傾向的縮小期には、労働市場は供給不足であった。この期間の好況局面の初期の段階では、中小企業は依然として相対的に低い賃金水準で労働力を雇用することができる。しかし、労働市場が供給不足の基調にあるため、景気の進行につれて、中小企業といえども、相対的な低賃金水準で労働力を確保することはむずかしくなる。したがって、企業規模間の賃金格差は縮小し、景気の山が来る前に不平等度は減少することになる。ところが、好況が長期にわたると、労働集約的である中小企業は賃金水準の上昇圧力に耐えられず、再び規模間賃金格差は拡大することが考えられる。

以上のことを説明するために、平均値および標

表 7 平均値, 標準偏差の対前年増加率(原所得)

年 次	平 均 値	標 準 偏 差
昭和 29 年	8.76%	12.81%
30	1.97	3.92
31	4.59	6.54
32	5.21	8.29
33	5.66	3.78
34	4.97	7.14
35	9.14	11.54
36	9.24	11.39
37	11.54	4.12
38	10.29	11.24
39	11.07	7.78
40	7.17	3.25
41	8.64	3.05
42	8.75	11.86
43	10.86	12.39
44	9.44	2.91
45	9.54	1.19
46	13.58	12.72
47	9.12	8.08
	10.02	11.35

資料: 家計調査年表, 各年。

注: 29~40年は現金実収入階級, 44~47年は年間収入階級による。

標準偏差の対前年増加率の推移を見てみよう(表 7 を参照)。平均値について、昭和 30 年から 34 年までの比較的增加率の低い時期と、昭和 35 年以降の比較的高い時期とがあることがわかる。これは、前者の時期が労働供給超過、後者の時期が労働供給不足であることを示すと考えられる。標準偏差については、昭和 32 年の山、33 年の谷、35, 36 年の山、37 年の谷を、まず指摘できる。これらは景気循環の日付とほぼ一致している。次いで、38 年の山から 40 年の谷へかけての標準偏差の下降傾向、41, 42 年の山から、43, 44 年の急激な落ちこみ、45 年の急上昇を指摘できる。38 年の 11.24% は、35, 36 年の値にくらべて低いけれども、景気の山である 39 年には、標準偏差は既に下降を示している。その結果、39 年には変動係数は減少し、不平等度は減少する。次の景気循環の好況期である 43, 44 年には、これまでになく標準偏差の増加率が低くなり、平均値のかなり高い増加率とあいまって、変動係数はかなりの減少を見せ、不平等度は大きく減少する。しかし、景気の山である 45 年には、標準偏差は再び大きく増加し、格差の拡大を示すが、平均値の増加がそれをしのぎ、

不平等度としては、わずかながら減少する。

以上のように、景気循環の過程の中での不平等度の山と景気の山との位置関係は、平均値で示される労働市場の基調の変化と、標準偏差で示される企業規模間賃金格差の変化とによって説明される。

II 改善率の推移

1. 改善率の定義

所得分布の不平等度をジニ係数で測る場合、税制などの再分配効果を計測する指標として、例えば、平準化係数が用いられる¹⁴⁾。これは、原所得のジニ係数のうち、どれだけが再分配によって改善されたかを示すものである。変動係数で不平等度を測定した文献においては、再分配効果を量的に把握する試みはほとんど行われていない。しかし、再分配効果を制度別に見る場合、何らかの方法で変動係数の改善率を定義し、それを比較する必要がある。そこで、次のように考えて、変動係数の改善率を定義する。

変動係数が大となると、所得分布は不平等化し、小となると、平等化すると考えられている。これは、分布の平等・不平等という社会厚生水準を変動係数で測定していることで、変動係数の増加は社会厚生低下、変動係数の減少は社会厚生の上昇を意味することになる。つまり、社会厚生は変動係数の単調減少関数であるという意味になる。ところが、この関数型を特定することはできない。そこで、われわれの計測した変動係数の変域では、関数が直角双曲線であると仮定すれば、 V ：変動係数、 W ：社会厚生として、次式があたえられる。

$$-\frac{dV}{V} = \frac{dW}{W}$$

この式は、変動係数の増加（減少）の百分比が社会厚生水準の下落（上昇）の百分比であることを意味する。これによって、各年次の制度別の変動係数の増減を異なる年次にわたって比較することが可能になった。そこで、変動係数の改善率を次のように定義する。

$$\text{制度}X\text{の改善率} \equiv \frac{V(\text{原所得}) - V_x}{V(\text{原所得})} \times 100\%$$

ただし、 V_x は制度 X のみによって原所得が修正されたときの変動係数を意味する。

2. 改善率の推移

定義によって各年次の制度別の改善率を計算すれば表8のとおりであって、これをグラフにしたものが図3である。ただし、データの改訂による不連続という問題があるので、以下、昭和28～40年を期間A、昭和39～47年を期間Bとして、昭和39、40年をオーバーラップさせ、かつ、別個に考察する。

A 昭和28～40年

図及び表から、次のことがわかる。所得税の改善率は全期間にわたって最も高い正の値を示す。また、可処分所得の改善率とほぼ平行である。その他の税の改善率は正であるが、昭和36年を除いてかなり低い値であって、ほぼ無視してもか

表8 変動係数の改善率

制度 年次	所得税	その他 税	社会保 障負担	社会保 障制 度	可処分 所得
昭和28年	9.1768	1.0539	-0.2180	-0.6723	10.0127
29	11.0262	1.3023	-0.1910	-1.0939	11.6860
30	10.3301	1.6678	-0.3573	-1.7869	10.7896
31	10.8536	1.6172	-0.6502	-1.2670	11.7539
32	7.0656	1.6776	-0.5646	-0.6613	7.5334
33	6.3014	1.5959	-0.6252	-0.1283	7.0088
34	6.4308	1.3987	-0.8199	-0.1575	7.0418
35	6.5737	1.3147	-0.8765	-0.9234	7.1372
36	6.7827	2.6581	-0.4430	-0.2280	7.2563
37	4.8534	1.1760	-1.0270	-1.0901	5.2178
38	4.9655	1.2127	-1.0324	-1.1307	6.1291
39	4.9634	1.0198	-1.0708	-1.2918	4.9634
40	5.1018	1.2931	-1.1160	-1.2046	5.5093
39	5.9266	2.6718	-0.2914	0.1457	9.9829
40	6.2371	2.9381	-0.6443	-0.2835	9.3298
41	6.3978	2.8379	-0.2738	-0.0248	9.9825
42	6.5573	2.8382	-0.4404	-0.2202	8.4413
43	5.4550	2.4390	-0.3671	-0.1311	8.1825
44	5.3566	2.4061	-0.3150	-0.2578	7.9633
45	4.6282	2.4587	-0.2024	-0.1157	7.3474
46	4.4483	2.5168	-0.3219	-0.0587	7.4626
47	4.8428	2.6808	-0.3170	-0.0288	7.9273

資料：表1に同じ。

注：28～40年は現金実収入階級、39～47年は年間収入階級による。

14) 例えば文献〔4〕、p. 138。

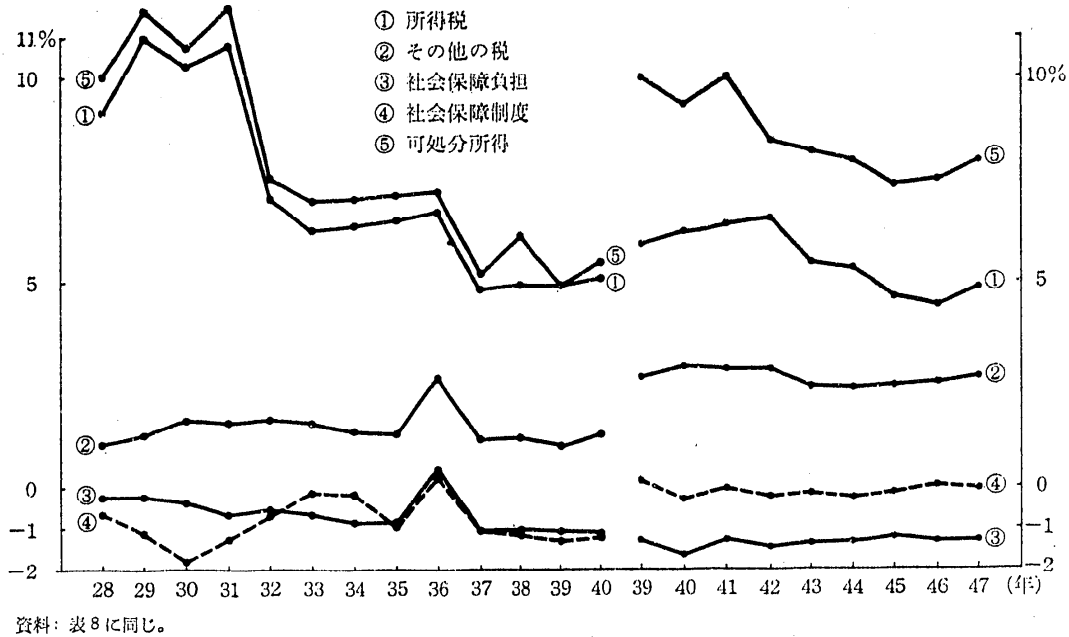


図 3 改善率の推移

まわらない程度である。また、昭和 30 年以降わずかながら低下傾向にあることを示している。社会保障負担については、昭和 36 年を除いた全年次について負の値を示し、わずかではあるが、不平等化作用を持つことを示している。また、全期間を通じて不平等化作用が増す傾向にあることがわかる。拠出・給付を総合した社会保障制度としては、昭和 36 年を除いて負であり、不平等化作用があることがわかる。以上のことから、期間 A について、所得再分配の主役は所得税であることが明らかとなる。

所得税について、さらに詳しく見ることにする(社会保障については、B. 昭和 39~47 年を参照)。その改善率の推移はほぼ次の三つの期間に区分できる。昭和 28~31 年の 10% 前後の時期、昭和 32~36 年の 6~7% の時期及び昭和 37~40 年の 5% の時期である。このように改善率の値を時期区分できるということ、いいかえれば、昭和 31~32 年、昭和 36~37 年の二回にわたって、改善率の落差が見られることは、何を意味するのであろうか。いま、所得階層別の原所得に対する実効税率をグラフにすると、次のことがわかる。昭和 31~32 年については、ほぼ全階層にわたって実効税率

の大幅な低下が見られ、全体としてかなり累進度が弱まっている。所得 5 万円から 8 万円にかけて実効税率の逆進が見られるのは、標本の偏りによると思われるので、ここでは無視する。また、昭和 36~37 年についても、同様に、所得 3 万円以上の階層について実効税率の低下が見られる。とくに所得 8 万円以上の階層については、それ以下の階層に比較して、低下の幅が大きい。このような実効税率のシフトをもたらす原因としては、税制改正以外には考えられない。税制改正の主要点を概観すると、次のとおりである¹⁵⁾。昭和 31 年から 32 年にかけて、給与所得控除は最高 7 万円から最高 11 万円に増額され、最低税率は 15% から 10% に低下した。金額階層別に税率をくわしく見ると、31 年に 500 万円超について 65% であったものが、32 年には 3,000 万円超 5,000 万円以下について 65% となり、また、32 年の 500 万円超についての税率は(正確には、32 年の 400 万円超 600 万円以下の) 45% というように、かなりの低下を示している。昭和 36 年から 37 年にかけては、税率で見ると、250 万円以下の階層についての減税と、5,000 万円超の階層について税率の上

15) 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』。

昇が見られる。したがって、税率及び階層きざみの改正の累積によるものであらうと推察できるが、データによってこれを確認することが必要である。改善率の変化をもたらす要因としては、(1)分布の変化、(2)税制の変化が考えられる。そこで、分布を固定しておいて、異なる税制をそれにあてはめて算出される改善率と、税制を固定しておいて、異なる分布をそれに適用して算出される改善率とを比較することが考えられる¹⁶⁾。統計資料の所得階層区分の等しい年次間の比較については、各階層毎の実効税率を求めて、当該年次の税制と考えることができる。それらの比較においては、次のような基準で結果を判断することができよう。

	改善率の変化	
	小	大
税率固定、分布変化	小	大
税率変化、分布固定	大	小
改善率の変化要因	税制の変化	分布の変化

このような考え方に基づいて、昭和31～32年、36～37年について、所得税控除後の分布を求めて変動係数の計算を行い、改善率を求めると、表9のようになる。これによると、昭和31年から32年については、分布の変化の影響は小さく、しかも改善率は増加する(10.85→11.37, 6.75→7.06)が、税率の変化の影響は大きく、しかも、改善率は減少する(10.85→6.75, 11.37→7.06)から、税制の変化によって改善率の落差が生じたことは明らかであらう。ところが、36年から37年については、分布の変化の影響(6.78→5.64, 6.00→

4.85)は小さいとはいえないし、改善率は減少している。また、税率の変化の影響は小さい(6.78→6.00, 5.64→4.85)。したがって、36年から37年にかけての落差の原因としては、税制の改正よりはむしろ、分布の変化を考慮しなければならないことになる。

ちなみに、31～32年の落差については、貝塚・新飯田両氏の分析¹⁷⁾、及び藤田晴氏の分析¹⁸⁾によって、われわれの得た結論は既に論証されている。その分析の中で、貝塚・新飯田両氏は、『戦後の租税政策は、……、「減税政策」によって租税の負担を下げたが、……、少くとも再分配効果からみた場合、その存在理由は疑わしいのである。』¹⁹⁾と述べていることに注目すべきである。

B 昭和39～47年

この期間についても、所得税の改善率は、最も高い正の値を示し、所得再分配効果の主役であったことを明示している。また、42年までは、わずかながら上昇傾向を示しているが、それ以降は46年まで下降傾向に転じている。その中で、42～43年、44～45年について落差が見られる。変動係数の推移によって見ても、実効税率を示す図4によっても、所得税の平等化効果の鈍化が明らかである。42～43年の税制改正においては、税率については10万円以下の所得に対する税率を9%から9.5%に上昇させた以外に改正は行われず、基礎控除、給与所得控除などの諸控除の増額が行われた。44～45年の税制改正においては、1,000万円以下の所得についての税率が低下し、1,000万～3,000万円については変わらず、3,000万円から8,000万円について税率が低下している。これらの税制改正の影響を明らかにするために、期間Aにおいて行なったと同様の計算を42～43年、44～45年に適用すると、表10が得られる。それによると42～43年について、分布の変化の影響は小さく、しかも改善率は上昇している(6.55→7.21, 5.04→5.45)。他方、税率の変化の影響はそれに比較して大きく、改善率は低下している(6.55→

表9 所得分布と税制の関係(1)

原所得の年次	税率の年次	改善率
昭和31年	昭和31年	10.85%
31	32	6.75
32	31	11.37
32	32	7.06
36	36	6.78
36	37	6.00
37	36	5.64
37	37	4.85

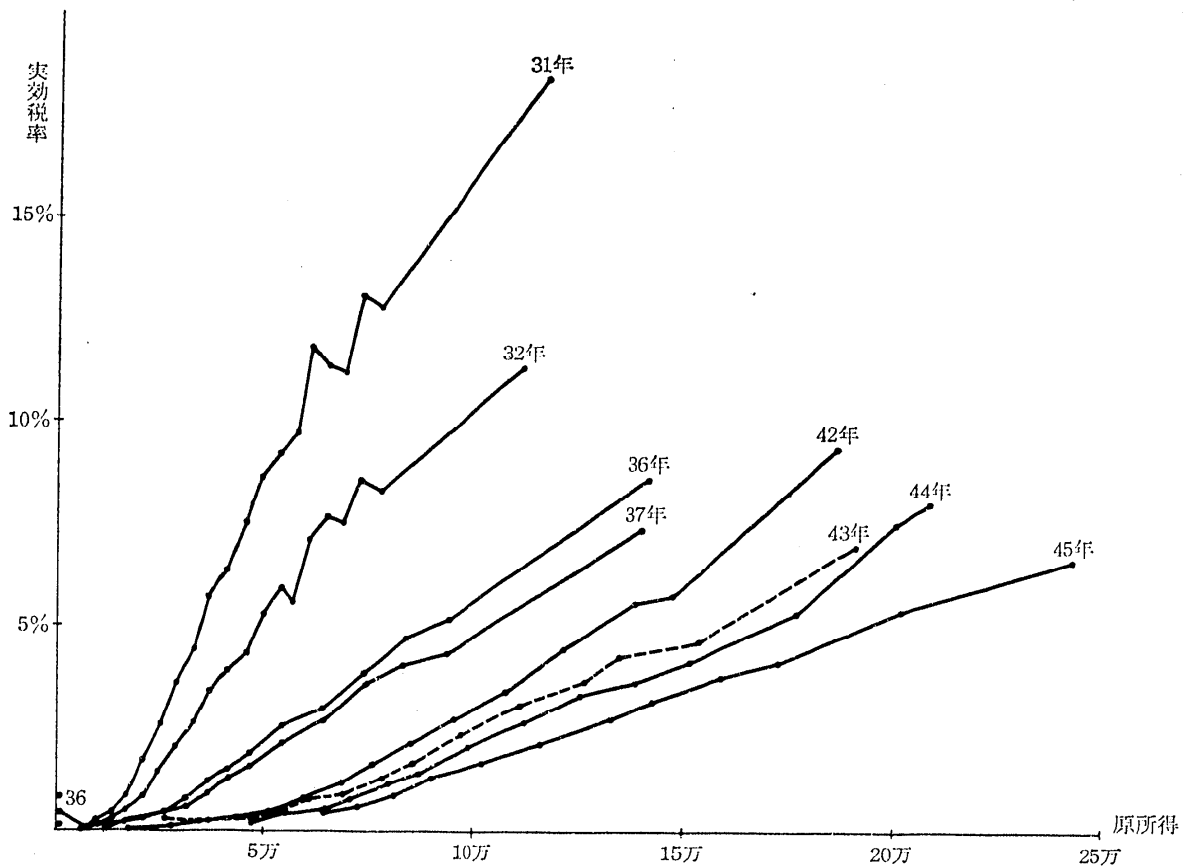
資料：家計調査年報、各年。

16) 文献〔3〕, p. 57～59.

17) 文献〔3〕, p. 57～61.

18) 文献〔9〕, p. 281.

19) 文献〔3〕, p. 61.



資料：家計調査年報，各年。

注：低所得層については省略した年次もある。

$$\text{実効税率} = \frac{\text{所得税}}{\text{原所得}}$$

図 4 実効税率曲線

表 10 所得分布と税制の関係(2)

原所得の年次	税率の年次	改善率
昭和42年	昭和42年	6.55%
42	43	5.04
43	42	7.21
43	43	5.45
44	44	5.35
44	45	0.22
45	44	5.95
45	45	4.62

資料：家計調査年報，各年。

5.04, 7.21→5.45)。したがって，42～43年の改善率の落差は，税制改正によるものであるということができよう。44～45年について，分布の変化の影響は必ずしも小さくないが，改善率は上昇する(5.35→5.95, 0.22→4.62)。税率の変化の影響

は必ずしも大きくなく，改善率は下落する(5.35→0.22, 5.95→4.62)。したがって，44～45年の改善率の落差の原因を確定することはできない。以上のように，42～43年の税制改正については，さきに引用した貝塚・新飯田両氏の評価が，そのままあてはまるのである。

その他の税については，期間Aと比較して，若干の改善率の上昇が見られるが，データの改訂によるシフトであると思われる。

社会保障負担については，期間Aと同様の水準で，ほとんど変化せず，一定の不平等化作用が認められる。給付・拠出を総合した社会保障制度についても，データの改訂による上方シフトが見られるが，ほぼ一定の不平等化作用を示している。

社会保障について，期間A及びBについて共に

不平等化作用が見られる理由は、次の諸点であると考えられる。まず、社会保障負担については、(1)社会保険料の算定ベースに用いられる標準報酬月額に上限が存在して、頭打ちとなること、(2)保険料率が標準報酬月額に比例し、実効保険料率で見れば、逆進的となるであろうこと、(3)標準報酬月額の算定に賞与が入らないが、ボーナス比率は高所得層ほど年々上昇すること、が挙げられる。拠出・給付を総合した社会保障制度については、(1)～(3)に加えて、(4)使用したデータに現物給付が入らず、現金給付だけを算入してあること、があげられる。

(1)の上限については、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険は、47年3月末現在で10万4千円、厚生年金保険は46年度について13万4千円である。(2)については、さらに、国民年金の掛金が定額であることを付け加えねばならない。昭和28年から、ほぼ等間隔で年次を選択し、原所得に占める社会保障負担の割合を所得階層別に計算したものが表11である。これを見ると、最も負担率の高い所得階層は、28年、34年及び40年では第8階層、47年では第13階層となっている。また、最も所得の高い第16階層の負担率は、47年を除いて、第2～3階層のそれとほぼ等しく、47年で

表11 原所得に対する社会保障負担率

所得階層	昭和28年	34年	40年	47年
1	2.14%	1.67%	1.56%	2.97%
2	1.32	1.53	2.20	1.03
3	1.93	2.06	2.73	2.53
4	2.36	2.67	3.13	2.76
5	2.72	3.02	3.37	2.97
6	2.74	3.29	3.64	3.07
7	2.79	3.20	3.69	3.20
8	2.80	3.44	3.81	3.56
9	2.74	3.01	3.67	3.50
10	2.76	3.04	3.42	3.77
11	2.49	2.89	3.36	3.85
12	2.46	2.69	3.19	3.79
13	2.19	2.61	3.10	3.87
14	2.60	2.32	2.70	3.67
15	2.58	2.18	2.74	3.46
16	1.93	1.60	2.36	3.06

資料：家計調査年報、各年。

注：40年は、年間収入階級による。

表12 ボーナス比率(2)

年次	ボーナス/原所得	
	下層10%	上層10%
昭和30年 ²⁾	1.84%	12.24%
35 ²⁾	1.63	22.21
40 ²⁾	1.87	26.44
40 ²⁾	10.38	17.40
44 ²⁾	13.80	20.24
46 ²⁾	11.19	17.84
47 ²⁾	11.06	18.96

資料：家計調査年報、各年。

注：1) は現金実収入階級、2) は年間収入階級である。

30～44年は臨時収入＝ボーナスとして算出。

は第5～6階層のそれとほぼ等しい。以上のように、負担率のピークは、最近年においても、高所得層よりもかなり低い所得階層にあり、高所得層における負担率の逆進性が明らかに読みとれる。(3)については、所得分布の下層10%及び上層10%の平均原所得に占める平均賞与の割合を表12に示した。ただし、賞与が独立に計上されるのは46年からなので、それ以前は臨時収入を賞与と見なした。また、データの不連続の問題があるので、30～40年、40～44年、46～47年をそれぞれ独立に見る必要がある。これによると、上層10%のボーナス比率は、どの比較時点をとっても増加している(12.2→26.4, 17.4→20.2, 17.8→19.0)が、下層10%については減少する(1.8→1.6, 11.2→11.1)場合も見られることがわかる。(4)については、昭和46年度の社会保障及び関連制度合計の実支出に占める医療給付費²⁰⁾の割合は51.8%であり、社会保障だけに限ると58.0%になる。また、給付費に占める医療給付費の割合は、それぞれ63.8%, 63.6%という高率になる²¹⁾。

III むすびにかえて

本稿の分析で得られた事柄は、(1)勤労者世帯の第一次分配は昭和36年を境目として不平等化傾向から平等化傾向に転じるが、それは賃金格差の傾向的変化によって説明されること、(2)第一次分

20) これに占める現物給付の割合がきわめて高いことは良く知られている。

21) 社会保障統計年報(昭和47年版)第6表より算出。

配の不平等度は、景気循環とパラレルな動きを示し、これも賃金格差の変化によって説明されること、(3)制度別に再分配効果を見ると、所得税がその主役であるが、しばしば税制改正によってその効果を弱められたこと、(4)社会保障については、ほぼ全期間にわたって、不平等化作用を示すこと、である。

以上のような一応の結論を得たが、表題に所得分布と掲げたにもかかわらず、分析の対象が勤労者世帯にとどまったこと、社会保障給付に占める現物給付の比重が前述のようにきわめて大きいので、社会保障の再分配効果を計測するには現物給付を所得階層別に明らかにする必要があるながらそれが果せなかったこと、などは羊頭狗肉の謗りを免れない。また、賃金格差については、他の適切なデータによる指標を用いるべきことが指摘されよう。これらについては、別の機会にとり上げ、詳細な分析を行うことにしたい。

参 考 文 献

- 〔1〕 高橋長太郎『所得分布の変動様式』、岩波書店、昭和30年。
- 〔2〕 国民生活研究所『所得分布の実態および世帯構造変化に関する研究』、昭和40年3月。
- 〔3〕 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」、館・渡部編『経済成長と財政金融』、岩波書店、昭和40年。
- 〔4〕 石 弘光「わが国税制の所得再分配効果」、週刊東洋経済、昭和48年10月4日号。
- 〔5〕 地主重美「戦後日本における社会保障の所得再分配効果」、都留重人監修『新しい政治経済学を求めて 第2集』、勁草書房、昭和43年。
- 〔6〕 地主重美「社会保障と所得再分配」、『季刊社会保障研究』、第2巻第3号（昭和42年）。
- 〔7〕 南 亮進『日本経済の転換点』、創文社、昭和45年。
- 〔8〕 小野 旭「戦後における規模間賃金格差」、山田・江見・溝口編著『日本経済の構造変動と予測』、春秋社、昭和44年。
- 〔9〕 藤田 晴『日本財政論』、勁草書房、昭和47年。